

東京都商品等安全対策協議会報告書（案） 修正表

資料2

※第3回協議会資料報告書（素案）から変更があった部分について記載しています。頁は報告書（案）のものです。

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
見開き				報告書に「はじめに」を掲載した。	記載なし	「はじめに」を掲載
目次の後				本報告書における用語の定義を追加した。	記載なし	「用語の定義」を掲載
1	第1	2	図1-1	各危害程度の割合を小数第1位まで記載した。	(円グラフ右回りに) 2%、8%、19%、46%、25%	(円グラフ右回りに) 1.4%、8.3%、19.3%、46.2%、24.8%
2	第2 2 (2)	30	欄外	参考文献の発行主体を追記した。	「幼児の手すり柵の乗り越えによる墜落防止に関する実験研究と建築安全計画のための考察－乳幼児の家庭内事故防止に関する研究 その2－2003年10月、八藤後 猛、野村 歡、田中賢)	「幼児の手すり柵の乗り越えによる墜落防止に関する実験研究と建築安全計画のための考察－乳幼児の家庭内事故防止に関する研究 その2－、日本建築学会計画系論文集」(2003年10月、八藤後 猛、野村 歡、田中 賢)
3	第1 1 (3) イ	34	3行目	シールによる転落防止に関する注意喚起の取組について記載した。	記載なし	会員各社では、シールによる転落防止に関する注意喚起を行っているところもある。
4	第2 1	43	欄外	JIS A6601の「手すりの高さによる区分」における手すりの高さについて説明を追加した。	記載なし	ここでいう「手すりの高さ」とは、P.24 図2-1に示す「面構成材」の高さを指す。
4	第3 1	44	表題	発行年月を修正した。	1 子育てに配慮した住宅のガイドライン（東京都都市整備局、平成22年6月）	1 子育てに配慮した住宅のガイドライン（東京都都市整備局、平成28年2月）
4	第4 2	45	表の最下段	「子育てに配慮した住宅のガイドライン」の手すりの隙間の規定内容について誤記を修正した。	・床面及び腰壁等から高さ800mm以内の部分に属する者の相互の間隔は、内法寸法で110mm（90mm推奨）以下	・床面及び腰壁等から高さ800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm（90mm推奨）以下
7	概要	106	1行目 2行目 21行目	手すりの高さの単位を「mm」に統一した。	110 c m、95 c m、110 c m	1100mm、950mm、1100mm
7	第3 (2) ア 図7-1	107	9行目 図中	同上	110 c m、110 c m	1100mm、1100mm
7	第3 2	108	6行目 ※印	実験の実施条件については、110ページの結果表の説明箇所に記載した。	※実験を進める中で、実験条件を変更する際に、子供がよじ登れないことが明らかな条件について、実施しない条件もある。例えば、高さ 300mm の足がかりに足を掛けられるがよじ登れなかった場合、足がかりが無い条件は、よじ登りがより難しい条件となるので、実施しない。	削除し、110ページに記載
7	第3 2	108	頁中央	各条件での手すりの断面図を掲載した。	記載なし	表 7-1を掲載
7	第4 2	112	B1 結果表	結果の誤記を修正した。	(足がかりの条件) (結果) 斜面 高さ 300mm — — ○ ○	(足がかりの条件) (結果) 斜面 高さ 300mm — ○ — —

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
7	第4 3	116	4歳 集計表	結果の誤記修正に伴う登れた割合の算出結果を修正した。	(足がかりの条件) (算出結果) 斜面 高さ 300mm 66.7% 50.0% 71.4% 71.4%	(足がかりの条件) (算出結果) 斜面 高さ 300mm 66.7% 57.1% 66.7% 66.7%
8	第6 2	124	6行目	誤記を修正した。	住宅生産業者	住宅生産事業者
9	第1 1 (1) ア	125	1行目	検証実験の手すりの高さ1,100mmについての説明を、検証実験考察の表現を引用して記載した。	今回の検証実験から、高さ1,100mmの手すりは、2歳児は笠木(手のかかる部分)に手が届かないため、ほとんどがよじ登ることができなかったが、4歳児ではほとんどが笠木に手が届き、よじ登ることができた。	今回の検証実験から、現状の法令や規格・基準などで定められている柵の高さ1,100mmの手すりは、2歳児は笠木(手のかかる部分)に手が届かないため、ほとんどがよじ登ることができなかったが、4歳児ではほとんどが笠木に手が届き、よじ登ることができた。
9	第1 2 (1)	128	1行目	文言整理「トップレール」を「笠木」に修正した。手すりのシールによる注意喚起の取組みについて追記した。	一部の中高層集合住宅用の手すりでは、トップレールにQRコードを載せた注意喚起シールを貼ってスマートフォンから注意事項を確認できるなど、手すりの乗り越え防止について積極的な注意喚起を行っている	一部の中高層住宅用の手すりでは、笠木に注意喚起シールを貼って手すりの乗り越え防止について注意喚起を行っており、さらにシールにQRコードを載せて、スマートフォンから詳しい注意事項を確認できるといった積極的な取組も進められている。また、低層住宅用の手すりの製造事業者には、独自の取組としてシールによる注意喚起を行っている事業者もある。
9	第1 2 (1)	128	5行目	低層住宅用の手すりにもシールによる注意表記がされていることから、中高層集合住宅と低層住宅の対比的な表現を削除した。両者に共通するシールによる注意表記の課題を追記した。	ベランダからの転落事故は中高層集合住宅だけでなく、低層住宅でも起きており、	これらの取組がすすめられている一方で、注意喚起シールのない手すりもあり、また、シールが貼られていても経年劣化により表記が色あせてくるといった課題もある。
9	第1 2 (1)	128	7行目	現状の表記は子供に特化したものではないため、子供の転落の危険性について注意喚起することを明記した。シールの記載スペースが限られることから、事故の危険性を伝える工夫の必要性について追記した。また、シールの経年劣化への対策の必要性について追記した。	手すりを使用する全ての消費者に事故の危険性を周知する必要があることから、全てのベランダの手すりでは、シール等による手すりの乗り越え防止に関する注意喚起を行うこと。	手すりを使用する全ての消費者に子供の転落事故の危険性を周知する必要があることから、全てのベランダの手すりでは、シール等による子供の手すりの乗り越え防止に関する注意喚起を行うこと。注意事項を表記できるスペースが限られていることから、QRコードを活用するなど、子供の転落事故の危険性が伝わるよう表記方法を工夫すること。また、シールの材質は、長期間の使用を考慮し経年劣化しにくいものとする。
9	第1 3	128	取組 主体	安全基準作りの取組主体は、製造事業者団体及び認証機関であるため、住宅生産事業者団体を除いた。	(製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者、認証機関、国、都)	(製造事業者団体、認証機関、国、都)
9	第1 3 (1)	128	10 14	経済産業省の公表資料を参考に文言を整理した。	「手すりの高さ及び足がかりへの配慮について盛り込んだJISの改訂を行うなど、」 「JISの改訂について働きかけること。」	「手すりの高さ及び足がかりへの配慮について盛り込んだJISの改正を行うなど、」 「JISの改正について働きかけること。」
9	第1 3 (1)	128	11	第1の「1 ベランダの手すりの安全対策」の記載表現に合わせて修正した。	検証実験で効果が示唆された笠木を手前にずらす対策についても、JISに盛り込むことも視野に入れ、有効性について検証すること。	検証実験で効果が示唆された笠木を手前にずらす対策や形状の工夫などの安全対策についても、JISに盛り込むことも視野に入れ、有効性について検討すること。

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
9	第1 3 (2)	129	1 行目	中高層住宅用の手すりの基準等には、B L基準のほか日本アルミ手摺工業会の強度のガイドラインなどがあるが、手すりの高さや足がかりへの配慮など、転落防止に関する事項はB L基準に規定されており、中高層住宅の手すりの仕様基準として多く参考とされている。このため、転落防止に関する中高層住宅用の手すりの安全基準はB L基準を基本とすることとし、「(2) 中高層住宅用の手すりの安全基準」としてまとめた。	<p>(2) 中高層住宅用の手すりの安全基準 中高層集合住宅用の手すりの製造事業者団体では、手すりの強度のガイドラインを作成し、民間の中高層集合住宅における手すりの品質確保に努めているが、手すりの高さや足がかりへの配慮など、子供の転落防止に関する事項について、団体のガイドライン等は設けられていない。 中高層集合住宅の手すりの仕様は、多くは発注者であるデベロッパー等が指定していることから、転落事故を防止するためには、発注者と製造事業者の連携した取組が必要である。子供の転落防止に関する事項について、製造事業者団体がガイドライン等の団体の自主基準や指針を示すことにより、発注者との連携による安全対策の推進が期待される。 中高層集合住宅用の手すりの製造事業者団体は、手すりの高さ、足がかりへの配慮、すり抜け防止に配慮した隙間等、子供の転落防止に関する事項について団体としての自主基準や指針を策定して積極的に公表するなど、発注者であるデベロッパー等と連携した安全対策の推進を検討すること。 さらに、検証実験で効果が示唆された笠木を手前にずらす対策についても、団体としての自主基準や指針に盛り込むことも視野に入れ、有効性について検証すること。笠木を手前にずらす対策については、検証実験以外の子供の行動（例：笠木の上に乗ってしまえばそこに留まりやすくなる）等についても検証を重ねて効果の有効性を確認し、実施にあたっては設計者や設備事業者とのルール作りも必要であることから、これらの事業者と連携し取組を進めること。</p> <p>(3) 優良住宅部品認定基準（B L基準） 手すりの高さや足がかりへの配慮など、転落防止に関する事項についてはB L基準に規定されている。認定を取得したB L部品以外の中高層住宅用の手すりにおいても、仕様基準としてB L基準が参考とされることが多い。 今回の調査結果を参考に、笠木を手前にずらす対策や形状の工夫など、子供の転落防止についてさらに検討され、B L基準に位置づけられることにより、子供の転落防止に関する取組が広く普及することが期待される。 認証機関は、認証企業に対し子供の転落防止に配慮した製品の開発を促すとともに、中高層住宅用の手すりの製造事業者と協働し、得られた安全対策事項を反映した製品を認定対象として加える検討を進めること。</p>	<p>(2) 中高層住宅用の手すりの安全基準 中高層住宅用の手すりは、手すりの高さや足がかりへの配慮など、転落防止に関する事項について、認証機関が策定するB L基準に規定されている。 中高層住宅の手すりの仕様は、多くは発注者であるデベロッパー等が指定しており、認定を取得したB L部品以外の中高層住宅用の手すりが採用される場合においても、仕様基準としてB L基準が参考とされることが多い。 転落事故を防止するためには、転落防止に関する事項について、BL基準上のバリエーションが加えられるとともに、今回の検証実験や調査結果を参考に子供の転落防止対策が施された製品が開発され、設計者やデベロッパーがそれらの製品を選択できる環境が整えられることが望まれる。 認証機関と中高層住宅用の手すりの製造事業者団体は協働し、今回の検証実験で効果が示唆された笠木を手前にずらす対策や形状の工夫など、子供の転落防止に有効な対策及び製品開発を継続して検討すること。 また、認証機関は将来的にその検討結果を反映して、認定基準を整備し、設計者やデベロッパーが子供の転落防止対策が施された製品を選択できるよう、認定対象のバリエーションの追加の検討を進めること。</p>
9	第2 2、3	130 131	取組 主体	団体を表す表現を統一した。	住宅管理組合、住宅管理会社	住宅管理団体、住宅管理事業者団体

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
9	第2 2	130	注意喚 起事項	子供への啓発は、危険な行為を誘発する可能性もあると考えられるため、配慮の必要性について追記した。	理解できる年齢の子供には高所からの転落の危険性についてわかりやすく教える。	危険性を理解できる年齢の子供には、高所からの転落の危険性についてわかりやすく教える。その際は、手すりを乗り越える場面の写真やイラストを提示する場合、それを見た子供が逆に危険な行為を誘発されないよう十分配慮する。
9	第2 2	130	注意喚 起事項	消費者が、ベランダの手すりに手や足をかけられるものを設置する可能性があるため、設置しないように注意喚起を追加した。	記載なし	手すりには、手や足をかけられるものを設置しない。
9	第2 2	131	注意喚 起事項	手すり自体の安全対策は子供の年齢によって使い分けのものではないため、「子供の成長に配慮し」を削除する。手すりの隙間についても点検項目に追加した。	子供の成長に配慮し、足がかりになるものや手をかけられる部位がないことを確認する。	子供がすり抜けられる隙間や、手や足をかけてよじ登れる部位がないことを確認する。
9	第2 2	131	注意喚 起事項	網戸は転落防止に寄与する機能を有するものではないため、窓からの転落防止対策からは網戸に関する記載を削除した。	網戸が外れたり破れたりしないか点検する。網戸にも補助錠を設置し、施錠する。	記載なし
9	第2 3	131	2行目	同様の意味の言葉が重なっているため、文言を整理した。	注意喚起に当たっては、親の世代が入れ替わることを考慮し、繰り返し継続していくこと。	注意喚起に当たっては、親の世代が入れ替わることを考慮し、
9	第2 3	131	3行目	子供への教育は、危険な行為を誘発する可能性もあると考えられるため、子供への教育と配慮の必要性をあわせて追記した。	記載なし	また、危険性を理解できる年齢の子供には、高所の危険性をわかりやすく教えること。その際は、手すりを乗り越える場面の写真やイラストを提示する場合、それを見た子供が逆に危険な行為を誘発されないよう十分配慮すること。
9	第2 3	131	普及啓 発方法 の (6)	子供への教育の必要性について前文に記載し、啓発方法の(6)を削除した。	(6) 保育園、幼稚園の年長組、小学校低学年の子供向けの教材等により、子供にも事故の危険性をわかりやすく伝えること。	記載なし
9	第3	131	2行目	住宅生産事業者以外の主体の取組が分かるように文言を修正した。	子供のベランダからの転落防止のための安全対策を推進するため、子供の転落防止に配慮した手すりの普及が求められる。	子供のベランダからの転落防止のための安全対策を推進するため、子供の転落防止に配慮した手すりの普及につなげること。
9	第4 1	131	3行目 4行目	収集する情報は「事故情報をはじめ、商品の安全対策に係る情報」であるため「事故情報等」とした。	子供のベランダからの転落事故は事故情報が報告されにくいことから、製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者は、事故情報をはじめ、商品の安全対策に係る情報を広く受け付ける窓口を設け、消費者に周知するなど、業界として事故情報の収集体制を整備し、収集した事故情報を安全対策の推進に活用すること。	子供のベランダからの転落事故は事故情報が報告されにくいことから、製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者は、事故情報をはじめ、商品の安全対策に係る情報を広く受け付ける窓口を設け、消費者に周知するなど、業界として事故情報等の収集体制を整備し、収集した事故情報等を安全対策の推進に活用すること。
9	第4 2	132	2 行目	誤記を修正した。	住宅生産業者	住宅生産事業者